

**京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）**

都市計画醍醐センター地区地区計画を次のように変更する。

名 称		醍醐センター地区地区計画
位 置		京都市伏見区醍醐高畑町，同区醍醐折戸町及び同区醍醐北西裏町の各一部
面 積		約 4. 1 h a
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地 区 計 画 の 目 標	醍醐地域は，「醍醐の花見」で著名な歴史的イメージが豊かな地域である。本地区は，醍醐地域の一角にあり，昭和30年代に低層の住宅地として開発されたが，公営住宅の再生事業や高速鉄道東西線の整備などにより，新しい時代を迎えつつある。 そのため，別途，一団地の住宅施設の都市計画が定められている隣接住宅地の整備と整合性を図りつつ，高水準の行政サービスを提供する公共施設等を整備すると共に，文化・教育，商業・業務機能等が集積する都市型サービス施設を整備し，歴史的イメージを生かしたアメニティの高い市街地の形成と良好な都市環境の創出及び都市機能の更新を図る。
	土 地 利 用 の 方 針	1 複合的機能を備えた新しい市街地の形成と安全かつ快適な都市空間の創出を図るため，文化・教育施設，福祉施設並びに商業・業務施設等の適正な立地を図る。 2 土地の細分化の防止と市街地環境に配慮した土地の合理的利用を図る。
	地区施設の整備方針	1 地区内及び周辺の自動車交通を円滑に処理するため，区画道路を適切に配置する。 2 別途，都市計画により定められている醍醐西住宅一団地の住宅施設の公共施設及び都市高速鉄道東西線の醍醐駅，醍醐自動車ターミナル等との整合性を図りつつ，地区の中心部に自転車歩行者専用通路を配置し，立体的な歩車分離により安全で快適な歩行者動線を確保し，地区内及び地区周辺の快適な往来を図る。
	建築物等の整備方針	1 建築物の用途の制限により，本地区に相応しい建築物の整備を図る。 2 建築敷地内の緑化の推進及び空地の確保により，良好な市街地環境の形成を図る。 3 自転車歩行者専用通路に接する部分については，可能な限り出入口を設けるなど，建築物と当該通路とが一体となった快適な歩行者動線の確保を図る。 4 建築物の外観は圧迫感の少ないものとし，形態又は色彩については周辺の自然及び歴史的環境や隣接住宅地と調和を図りながら，生き生きとした賑わいのある市街地景観の形成を図る。

地 区 整 備 計 画	地区施設の 配置及び規模	道 路	区画道路 1号 幅員 12m 延長 約 40m 2号 幅員 12m 延長 約 280m 3号 幅員 12m 延長 約 240m 4号 幅員 10.5m 延長 約 90m
		その他の 公共空地	自転車歩行者専用通路 幅員 12m 延長 約 140m 高さ概ね6mに位置し、自転車通行及び歩行 の用に供する人工地盤、道路上空通路及び建築 物内通路で、別途、醍醐西住宅一団地の住宅施 設の都市計画により定められている公共施設と 接続する。
建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物等 に関する事項	建築物等の 用途の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び 同条第6項に掲げる風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業の用に供する建 築物は、建築してはならない。
		建築物の建築面積 の敷地面積に対す る割合の最高限度	10分の7
		建築物の敷地面積 の最低限度	1,000m ²
		壁面の位置の制限	計画図に表示する部分については、建築物の外壁又はこれに代わる柱 の面から道路境界線までの距離は3m以上とする。ただし、守衛所、自 転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの及び玄関ポー チその他これに類する建築物の部分については、この限りではない。
備 考			

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第55号）の施行に合わせて地区計画の変更を行うものである。

醍醐センター地区地区計画計画図

(縮尺 1/2,500)



凡 例

地区計画区域
地区整備計画区域



地区施設 (区画道路)



地区施設 (自転車歩行者専用路)



壁面の位置の制限

